四日市市再開発住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

四日市市長 森 智 広

## 四日市市条例第11号

四日市市再開発住宅条例の一部を改正する条例

四日市市再開発住宅条例(平成6年四日市市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前		
(名称及び位置)		(名称及び位置)		
第2条 再開発住宅の名称及び位置は、		第2条 再開発住宅の名称及び位置は、		
次のとおりとする。		次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置
末永・本郷	四日市市末永町1	四日市	市末永・本	四日市市末永町1
	2番15号	郷再開	発住宅	2番15号

	改正後	
別表第2(第29条関係)		
駐車場の名称	位置	使用料(1台1箇月あたり)
末永・本郷	末永町 <u>1281番</u>	3,240円

	改正前	
別表第2(第29条関係)		
駐車場の名称	位置	使用料(1台1箇月あたり)
末永・本郷再開発住宅	末永町 <u>496番</u>	3,240円
	•	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)